

# 令和5年度 食材王国みやぎ 喜ばれる商品づくり事業費補助金の募集

県では、県内食産業の振興を図るため、県内の食料品製造業者等が行う、※地域の食材等を活用した商品開発や食品廃棄物等の削減などの持続可能社会の実現に向けた事業に要する経費について、その一部を補助します。

※地域の食材とは、県内で産出された農林水産物、県内で産出された農林水産物を原料とした加工品及び宮城県の食産業の振興を図る食材として適当と認められたもの。

## ● ご利用いただける事業者

県内に事業所を有する事業者のうち、以下に該当する事業者を対象とします。

- (1) 日本標準産業分類（平成21年3月23日付け総務省告示第175号）に規定する食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ及び飼料・有機質肥料製造業を除く、以下「食料品製造業」という）に係る事業者
- (2) 新たに食料品製造業に参入を予定している者
- (3) 食料品製造業者に製造を委託する者
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として適当と認められる者

## ● 対象事業の要件

次の(1) から (3) までのすべてに該当する事業であること。

- (1) 次の①または②に該当する事業であること。
  - ① 地域の食材等を活用した商品を開発すること（選ばれる商品づくり事業）。
  - ② 地域の食材等を活用した商品開発であり、事業者等が排出する産業廃棄物を削減する事業（持続可能社会に向けた商品づくり事業）。
- (2) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (3) 当事業で開発・改良される商品は、原則として県内で製造されること。

## ● 事業実施期間

事業期間は補助金交付決定日から交付決定年度の2月末日までとなります。

※2月末日まで事業を完了（補助金対象経費の支払が完了）し、速やかに実績報告を行う必要がありますので、ご注意ください。

## ● 補助対象経費の内容

マーケティング調査（商品改良のための調査）をしながら商品開発を行うために必要な以下の経費が対象となります。

- (1) 謝金（外部専門家への謝金）
- (2) 旅費（マーケティング活動及び商品づくりに要する交通費及び宿泊費）
- (3) 研究開発費（原材料費（自社からの仕入分は除く）、分析費、機械リース料など）
- (4) 調査研究費（マーケティング活動に係るサンプル作成費、マーケティング委託費など）
- (5) 庁費（事業実施に直接必要な会場費やマーケティングのための商談会参加費など）

○詳細は要綱、ホームページでご確認ください。

## ● 募集期間

令和5年4月12日（水）～令和5年5月10日（水）午後5時 必着

※令和5年5月11日（木）までに受付完了の連絡がない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

## ● 補助率及び補助限度額

(1) 補助率：補助対象経費の2分の1以内

(2) 補助限度額

①選ばれる商品づくり事業：1,500千円

②持続可能社会に向けた商品づくり事業：3,000千円

## ● 応募に必要な書類

(1) 補助事業計画書（別記様式第1号－別紙1）

(2) 事業費積算明細書（別記様式第1号－別紙2）

(3) 事業スケジュール（別記様式第1号－別紙3）

(4) 商品販売計画（別記様式第1号－別紙4）

(5) 産業廃棄物削減計画（別記様式第1号－別紙5）※持続可能社会に向けた商品づくり事業のみ

〇様式は、下記ホームページからダウンロードしてご利用ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2023yorokobareru.html>

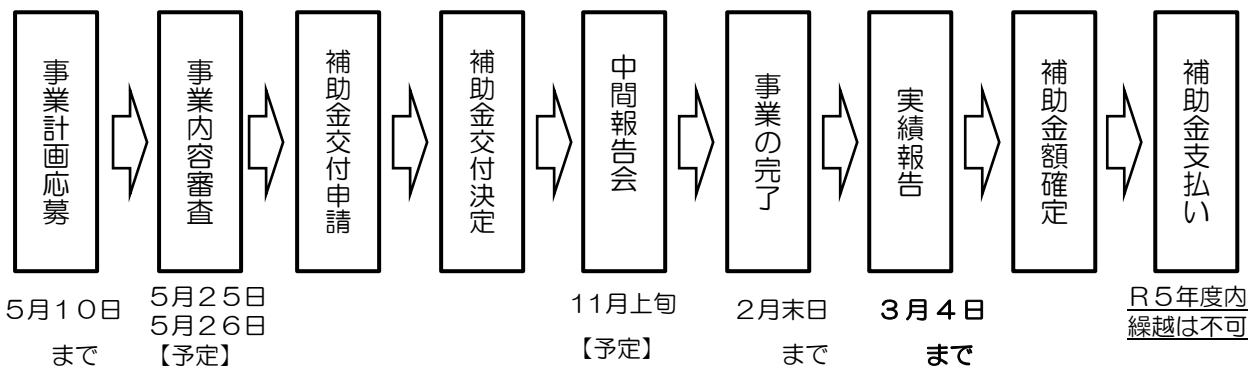
※提出された書類は返却しませんので、必ず控え（写し）をお取りください。

## ● 事業内容審査について

令和5年5月25日（木）及び5月26日（金）【予定】に開催する審査会にて、提出いただいた事業内容等について説明いただきます。説明日時は県から指定しますので、日程の確保をお願いします。

採択結果は、県から書面にて通知します。

## ● 補助金交付までの流れ（予定）



## 《お問合せ先》

宮城県農政部 食産業振興課（担当：食ビジネス支援班）

電話：022-211-2812

メール：[s-business@pref.miyagi.lg.jp](mailto:s-business@pref.miyagi.lg.jp)

